



お子さんや子育てに関係するお悩みがあれば、ご相談ください。

東山ですくすく!ハッピーに!

東山区役所は、子育て家庭と地域のつながりをつくり、地域ぐるみで子育てしやすいまちにするため、さまざまなことに取り組んでいます☆

東山区地域子育て交流事業

第3回「すくすくひろば」

無料

区内の子育てに関わるさまざまな団体が参加します。親子で楽しい時間を過ごしませんか。

日時

12月10日(火)
10時30分～11時45分
(受け付け:10時15分～)

場所

区総合庁舎3階
大会議室

対象

乳幼児とその保護者
40組(先着順)

申込み

11月1日(金)から
申込みフォームにて

内容

●音楽あそび・パネルシアター
●サーキットあそび
●親子ストレッチ
●工作コーナー
●手形足形コーナー
●絵本・情報コーナー など



申込みフォーム



東山はぐくみハッピーギフト

子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援を行っている地域の主任児童委員がお届けします♪

対象

令和6年4月1日(月)以降に誕生した赤ちゃんが
おられる、お届け時に区内在住の方

申込み

令和7年6月30日(月)までに
申込みフォームから
お申し込みください。

無料

申込みフォーム



子どもはぐくみ室 公式X



子どもや子育てに関する情報、イベント
情報などを更新しています!見てね♪



東山区マスコット
キャラクター
「ひがしちゃん」

地域の皆さまと松井市長の市民対話会議を開催



お住まいの地域や所属する団体などの「イチオシ」の活動紹介や、活動を継続するための工夫など、地域の実情について、松井市長とグループで意見交換を行いました。



会議の詳細は
こちら





#東山ぐらむ クイズ

子どもの疳の虫（かんのむし）封じ祈願で有名な劔神社には珍しい絵馬があります。そこに描かれているのは何でしょうか。

1. アカエイ 2. トビウオ 3. 鯛 4. だるま

応募方法 ハガキまたはメールにて①名前②住所③電話番号④解答⑤東山区のおすすめの場所、お店、イベント（どれか一つ）とその理由をご記入ください。

ハガキ 〒605-8511（住所不要）東山区役所地域力推進室「こちら東山」係まで

メール 「クイズ応募」と明記の上、higashiyama-somu@city.kyoto.lg.jpまで

応募締切 11月8日（金）まで

正解された方の中から抽選で図書カード千円分をプレゼント



他にも東山区の情報いろいろ！ヒントはこちら☆

@higashiyama_official

東山区インスタ

検索



プラスせんぽ +1000

令和6年度東山医師会健康まつり ～ウォーキング準備のための簡単健康体操～

健康寿命を延ばすことを目指し、健康づくりに生かしてもらうために、開催します。

日時 10月31日（木）14時～15時30分（受け付け：13時30分～）

場所 区総合庁舎3階 大会議室

内容 日常の歩数より「プラスせんぽ」を目指した健康運動ウォーキングのための、簡単健康体操の実践

講師 医療法人医仁会武田総合病院 健康運動指導士 今井 優 先生

対象 区内在住・在勤で、医師から運動制限をされていない方

定員 30名（先着順） **費用** 無料

申込み 10月21日（月）～30日（水）に電話、FAXまたは窓口にて

持ち物 飲み物・汗拭きタオル ※動きやすい服装・靴でお越しください。

問合せ 健康長寿推進課（☎561-9128/FAX 531-2869）

移動式拠点回収事業

回収品目は通常区役所で回収している資源物に加え、刃物類（包丁、はさみなど）、陶磁器製の食器、木の枝（長さは50センチ以内・一度に2袋まで）です。

日程	時間	場所
11月11日（月）	14時～15時	区総合庁舎 正面玄関前

問合せ 南部まち美化事務所（☎681-0456/FAX 681-8294）東山エコまちステーション（☎366-0182/FAX 366-1376）

健康づくりサポーター養成講座 ～地域の健康づくりに一緒に取り組みましょう！～ （2回シリーズ）

無料

「健康づくりサポーター」は区民の皆さんの健康づくりを応援するボランティアです。ボランティアとして一緒に活動しませんか。

日時 ①11月18日（月）②11月25日（月）各14時～15時30分

場所 区総合庁舎地下1階 保健指導室

内容 ①健康づくりサポーターの紹介、運動の講話
②栄養と歯の健康の講話、健康づくりサポーターとの交流

持ち物 飲み物・汗拭きタオル ※動きやすい服装・靴でお越しください。

対象 区内在住で、医師から運動を制限されていない方

定員 10名（2回とも参加できる方）

申込み・問合せ 10月21日（月）9時から開催前日（土日祝を除く）17時までに電話、FAXまたは窓口にて健康長寿推進課（☎561-9128/FAX 531-2869）



東山散策 （史跡探訪と健康ウォーキング）

（一社）京都中小企業家同友会東山支部の方のガイドを受けながら探訪します。東山の隠れた魅力を探しながら、みんなで楽しく歩いてみませんか？

日時 11月16日（土）10時～12時（受け付け：9時45分～）※小雨決行・荒天中止

集合場所 南座（東山区四条大橋東詰）北側正面

内容 （コース）南座～一力亭～八坂神社～高台寺～八坂の塔（五重塔）～八坂庚申堂（約1.5km程度）

ガイド （一社）京都中小企業家同友会東山支部 松本 修一 氏（（株）アド・京都 代表取締役）

対象 区内在住・在勤で、医師から運動制限をされていない方（小学生以下の方は保護者同伴）

定員 10名（先着順） **費用** 無料（傷害保険には加入していません）

申込み 10月21日（月）～11月11日（月）に電話、FAXまたは窓口にて

主催 （一社）京都中小企業家同友会東山支部・東山区役所

健活ウォーク in 東山区

健康のために、京都史跡ガイド付きで東山区を歩いてみませんか？

日時	集合場所	コース
11月5日（火）	京阪本線 清水五条駅 出口5 地上広場	六波羅蜜寺・建仁寺（2.1km）
11月26日（火）	京阪本線 鳥羽街道駅 西出口	東福寺・泉涌寺（3.2km）

対象 府内在住の50歳以上の方、一人で4km程度歩くことができる方

持ち物 健康保険証・飲み物・雨具・帽子 **定員** 20名（申し込み不要）

費用 300円 ※拝観料・入館料別途要

問合せ NPO法人きょうと健康相談室（☎874-2370/✉kyoto.kenkou@gmail.com）



☎661

※おかけ間違いにご注意

☎：8時～ FAX・メール

FAX 661

メール（ホーム）

京都いつでも



秋の火災予防運動が始まります！ 11月9日(土)～15日(金)



空気が乾燥し、火災の発生しやすい時季です。東山区では、今年火災が8件発生しています。(令和6年9月17日現在)

ご自宅で火災が起こらないよう、以下のことに気を付けましょう。

★調理中は火のそばを離れない。

- ①調理中にその場を離れるときは、少しの間であっても必ず火を消す。
- ②こんろ周りの整理整頓を心掛ける。
- ③調理器具は、使用する前に取扱説明書をよく読み、正しい方法で使用する。

★古い電気機器のコードは点検し、必要に応じて交換する。

- ①電気コードの上には、物を置かない。
- ②電気コードを曲げたり、巻き付けたりして使用しない。
- ③電気コードの被覆を削ったり、コード同士をつなげたりしない。

【問合せ】東山消防署 (☎541-0191/FAX531-1999)



東山消防署
マスコットキャラクター
「東(とう)りゅうくん」



東山区役所

〒605-8511 東山区清水5丁目130-6

☎561-1191 (代表) FAX 541-9104

【開庁時間】 9時～17時
(土・日・祝日、年末年始を除く)

保健福祉

事業名	プレママパパ教室	はじめての離乳食講習会	ふわりん横丁(子育て交流会)	乳幼児健康相談・乳幼児歯科相談
日時	10月30日(水) 13時30分～15時	11月14日(木) 10時30分～11時30分	11月13日(水) 14時～15時	10月22日(火) 9時～10時
場所	区総合庁舎地下1階 保健指導室	区総合庁舎地下1階 21番窓口	区総合庁舎地下1階 保健指導室	区総合庁舎地下1階 21番窓口
対象	妊婦さんご家族 6組(先着順)	4～7カ月頃の乳児の保護者 10組(先着順)	就学前までのお子さんと 保護者10組(先着順)	就学前までのお子さんと保護者
内容	管理栄養士のお話「ママと赤ちゃんのための食事」、歯科衛生士のお話「ママと赤ちゃんの歯について」、プレパパの妊婦体験、交流会	離乳食開始から中期頃までの進め方、作り方、ポイントについて、離乳食の展示、個別相談 ※ベビーカーでの入室不可	月別ミニプログラム、交流会、大型絵本、子育て相談など	発育発達・栄養・子育てに関する相談、歯の相談
申込み期間	開催2日前まで	開催3日前まで	開催日前月1日から前日まで	前日まで
申込み	申込みフォームから			電話またはFAXにて

【問合せ】子どもはぐくみ室
(☎561-9349/FAX531-2869)

申込みフォーム



■成人・妊婦歯科相談(口腔機能相談)【無料】【申し込み不要】

【日時】 11月15日(金) 13時30分～15時

【場所】 区総合庁舎地下1階(23番窓口受け付け)

【内容】 歯科医師による健診、歯科衛生士による保健指導など

【対象】 18歳以上の方、妊産婦の方

【問合せ】 健康長寿推進課(☎561-9128/FAX531-2869)

東山青少年活動センター

区総合庁舎2階 (☎541-0619/FAX541-0628) ✉higashiyama@ys-kyoto.org

【開館】 10時～21時(日・祝は18時まで) 【休館】 毎週水曜日

■演劇やダンス公演などが決まったら…「YU'Z」が使えます！ 随時受け付けています！

演劇・ダンスをはじめとする創作表現活動の発表や公演などを控えているグループを対象に、創造活動室を中心としたセンターの空間を練習場所として最大45時間利用していただけるプランを実施しています。公演前に集中して創作できる空間としてご利用ください。

【対象】 市内在住・通勤または通学の中学生から30歳までの方

紙面に掲載している催しなどは中止・変更になる場合があります。念のため各問い合わせ先へのご確認をお願いします。



早朝や薄暮時間帯の交通事故に 気を付けましょう

～日が暮れて、「見えない」危険を「見える」安全に～

「目立つ工夫」と「危険を見落とさない工夫」が大切です！

早朝や薄暮時間帯(日没時刻の前後1時間)にかけて、ドライバーから見た周囲の視界が特に悪くなるため、歩行者の発見が遅れ、死亡事故などの重大な交通事故につながる恐れがあります。

お出掛けの際には、

- ・歩行者は、明るい服装や反射材の着用
- ・ドライバーは、早めのライト点灯とハイビームの上手な活用など、目立つ工夫と危険を見落とさない工夫を心掛けましょう。

夜間の車から歩行者が見える距離



反射材の着用と
早めのライト点灯
で事故防止！



ドライバーは、早めのライト点灯やハイビームの使用を心掛け、さらに速度を落とすなどして、道路に潜む危険を見落とさないようにしましょう。

【問合せ】 東山警察署 (☎525-0110/FAX561-3074)

東山図書館

区総合庁舎南館2階 (☎541-5455/FAX551-9888)

【開館】 9時30分～17時(平日の木曜日は11時30分から19時まで) 【休館】 毎週火曜日

■11月のテーマ図書の展示と貸し出し

【期間】 11月1日(金)～30日(土) 【テーマ】 「秋をみつけた」(児童)、「日々のうるおい」(一般)

■あかちゃんのおたのしみ会

【日時】 11月15日(金) 11時～11時30分 【内容】 絵本の読み聞かせ、ふれあい遊び 他

ぬいぐるみのおとまり会

お気に入りのぬいぐるみと一緒に絵本の読み聞かせを楽しんだ後は、ぬいぐるみは図書館にお泊まりをし、翌日迎えにきていただきます。

【日時】 11月23日(土・祝) 11時～11時40分、24日(日) 15時～16時

【定員】 10名(先着順) 【申込み】 10月26日(土) から電話または窓口にて

読書記念週間事業 図書館ビンゴ

【日程】 10月21日(月)～11月17日(日)

【内容】 図書館で本を借りてビンゴを完成

1ビンゴで折り紙作品、用紙1枚
全マス埋めるとしおりや雑誌
の付録などがもらえます♪



ベビー・キッズ用品の交換会&ボードゲームパーティー ★無料・申し込み不要

【日時】 11月10日(日) 10時～12時 【内容】 ボードゲームはいろいろなゲームが楽しめます。

年中
無休

みなここ
-3755

間違いに
ください。

21時

し: 24時間

ごようはここ

-5855

ムページから)

コール

検索



固定資産税を巡る最近のトピックス

固定資産税について
学んでみよう!

広報キャラクター 京乃つかさ
©CITY OF KYOTO 2021

固定資産税とは？

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産を所有されている方にその現況・資産価値に応じて納めていただく税金です。

今回は、固定資産税を巡る最近のトピックスと併せてご紹介します。

償却資産の申告

飲食店や商店、アパート、その他事業を営んでいる個人事業主・法人の皆さまへ

@ 償却資産の申告は 1月末まで!

- ✓ 償却資産とは、個人事業主や法人の皆さまがお店や事業でお使いになっている資産のことです。
- ✓ 土地・家屋のような登記制度がないため、市内にある事業用資産の所有状況を市に申告する必要があります。

※申告がお済みでない場合、期限に関わらず、申告をお願いします。

- ✓ 申告案内は、毎年12月頃に市のホームページ等でお知らせするとともに、情報がより行き渡るよう業界団体にも協力をいただきながら広報活動に取り組んでいます。

@ 電子申告や郵送での提出が可能です

- ✓ 申告書は、市のホームページからダウンロードしていただくか、担当までご請求ください。

電子申告 (eLTAX) の耳より情報

- 令和6年度の電子申告利用率は全体の7割
- PCから申告データを送信するため印刷代・送料が不要です!

約5割 R2 約7割 R6

便利です
切替えます
電子申告!

毎年市への申告が必要です!
確定申告と混同しやすいので、忘れていないかご確認ください。



問合せ 資産税課 (償却資産担当) ☎ 213-5214 FAX 213-5301

詳細は ▶  申告書類、手引もこちら

相続登記をしましょう!

まだの方は現所有者の申告を

ここがポイント!

土地と家屋の固定資産税の納税義務者は、通常、不動産登記記録上の所有者とされています。

- 令和6年4月以降、不動産登記記録上の土地・家屋の所有者が亡くなられた際の相続登記の申請が義務化されました。

相続登記の
問合せ

京都地方法務局
☎ 231-0131 FAX 254-2103

- 相続登記がまだの場合は、土地又は家屋を現に所有されている方から現所有者申告書を提出していただく必要があります。

現所有者申告の
問合せ

市税事務所固定資産税担当
☎ 746-6431 FAX 213-1227

詳細は ▶ 

空き家問題の解消に向けて

空き家を放置すると、建物の劣化が進み、防災性・防犯性の低下や近隣への悪影響が生じる場合があります。

住宅用地特例の解除

管理が不全な空き家と認定されると、住宅用地特例の適用対象外となり、固定資産税等の額が大幅に上昇することがあります。

問合せ 市税事務所
固定資産税担当
☎ 746-6437 FAX 213-1228

空き家でお困りの方へ

市では、無料の相談会をはじめ、空き家でお困りの所有者に向けた各種支援制度があります。この機会に空き家の利活用をご検討ください。

詳細は ▶ 

問合せ 住宅政策課
☎ 231-2323 FAX 222-3526

新たな税の導入

空き家等の非居住住宅の流通・利活用を促進し、持続可能なまちづくりを進めるため、「非居住住宅利活用促進税」の導入を予定しています。(令和8年以降に開始)

詳細は ▶ 

問合せ 税制課
☎ 213-5200 FAX 213-5220

市民しんぶんへの広告(1～4面下欄)を募集。【問合せ】(株)ジチタイアド (☎092-716-1401) ※広告内容は各事業者にお尋ねください。